

## 専任を要する主任技術者および現場代理人の兼務について（お知らせ）

本市では、専任を要する主任技術者及び現場代理人の兼務について、以下のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

### 1-1. 専任を要する主任技術者の兼務について

請負金額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の専任を要する主任技術者<sup>(※)</sup>について、下記の場合に兼務を認めることとします。

（※監理技術者には適用されませんのでご注意ください。）

1. 近接により諸経費を調整する工事
2. 契約工期の重複する工事それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、別契約で随意契約する工事（この場合は監理技術者にも適用される）
3. 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事<sup>【※1】</sup>又は施工にあたり相互に調整を要する工事<sup>【※2】</sup>で、直方市内において（距離は問わない）同一の建設業者が施工する合計2件までの工事<sup>【※3】</sup>。（直方市発注工事に限らないが、各発注者が認めるものであること）

【※1】例 ・直方市発注の市道拡幅工事と県土整備事務所発注の県道舗装工事 等

【※2】例 ・工事用道路を共有し、相互に工程調整を要する工事  
・工事の発生土を盛土材に流用し、相互に土量配分計画の調整を要する工事  
・2つの現場の資材を一括で購入し、相互に工程調整を要する工事  
・相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互の工程調整を要する工事 等

【※3】例 ・異なる業種の直方市発注工事  
・直方市発注工事と県土整備事務所発注工事

※下記の場合は兼務ができません。

- ・総合評価方式により落札者を決定する工事
- ・発注者があらかじめ兼務を認めないとする工事

### 兼務申請の手続き

兼務を希望する場合は落札後すみやかに様式1により申請して下さい。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがありますのでご注意ください。  
この場合、他に配置する技術者がいないときは契約を締結できません。

## 1-2. 現場代理人の兼務について

現場代理人について、下記の工事で兼務を認めることとします。

1. 近接により諸経費を調整する工事
2. 契約工期の重複する工事でそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、別契約で随意契約する工事
3. 以下の条件をすべて満たす合計 2 件までの工事<sup>【※1】</sup>（直方市発注工事に限らないが、各発注者が認めるものであること）
  - ア. 工事現場がいずれも直方市内にあること
  - イ. 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないものであること
  - ウ. 監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること

- 【※1】例 ・異なる業種の直方市発注工事  
・直方市発注工事と県土整備事務所発注工事

※下記の場合は兼務ができません。

- ・総合評価方式により落札者を決定する工事
- ・発注者があらかじめ兼務を認めないとする工事

## 兼務申請の手続き

兼務を希望する場合は落札後すみやかに様式1により申請して下さい。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがありますのでご注意ください。  
この場合、他に配置する現場代理人がいないときは契約を締結できません。

現場代理人の兼務に伴い、直方市建設工事請負契約約款の一部を改正します。

【第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に次の項を追加】

### 直方市建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項

発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

※発注者が認めない場合は、常駐を要することとなります。

### 1-3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となりますが、以下の場合には工事現場への専任は要しないこととします。

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間  
(現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間、等)
2. 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
3. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
4. 前号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間  
(工事完了後、事務手続、後片付けのみが残っている期間、等)

現場代理人についても、発注者との連絡体制が確保されると認められ、上記条件を満たす場合は、常駐を要しないこととすることができます。

### 2. 工事落札後の提出書類について

契約を締結する全ての工事において、落札者には下記の書類を提出していただきます。  
(※兼務の有無によりません)

- ◆現場代理人・主任（監理）技術者の雇用が確認できる書類  
(健康保険証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は賃金台帳等の写し)
- ◆現場代理人・主任（監理）技術者の顔写真の写し  
(現場確認用。免状等で確認できる場合は不要)